

熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 松山市長

申告者

住 所

ふりがな

氏 名
又は名称

電 話 () -

地方税法附則第15条の9第9項、15条の9の2第4項に規定する、熱損失防止改修等工事に係る固定資産税の減額措置を受けたいので、松山市市税賦課徴収条例附則第12条の3第7項の規定に基づき申告します。

納税通知書番号		年税額 円	納税義務者		
納税義務者の個人番号 又は法人番号	⇒個人番号は左1マス空けて記載			(右詰で記載)	
(共有所有の場合は、該当する <input type="checkbox"/> にチェック) <input type="checkbox"/> この申告について共有所有者全員が同意している。 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()					
減額を受けようとする固定資産(家屋)の明細					
家屋の所在地	家屋番号	種 類	構 造	床面積	建 築 年 月 日
松山市				m ²	年 月 日
				内, 居住面積	登 記 年 月 日
				m ²	年 月 日

熱損失防止改修(補助金等を除く自己負担額が60万円を超えるもの※。又は、補助金等を除く自己負担額が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円を超えるもの)で、窓の改修等の必須工事をおこなった延べ床面積50㎡以上の家屋の居住部分(120㎡を限度)について対象となります。(賃貸住宅については、対象外となります)

改修工事完了年月日	改修に要した費用
年 月 日	①. 全体工事費 (円)
	②. ①のうち、熱損失防止改修工事費 (円)
	③. ①のうち、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事費 (円)
	④. 助成金・補助金額 (円)
該当するものに○をつけてください(必須) ①. 同時にバリアフリー改修を (した ・ していない) ②. バリアフリー改修の減額申告を (した ・ していない ・ おこなわない)	
備 考	(※改修工事が完了後、3ヶ月以内に申告できなかった場合は、その理由を記入してください。)

※添付書類については裏面参照

【 添付書類 】

- ①. 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任法人が発行する省エネ基準に適合することを証する証明書
- ②. 改修工事に要した費用を証する領収書（60万円を超えるもの）のコピー
- ③. 改修工事をおこなった建物の平面図
- ④. 改修工事後の写真
- ⑤. 納税義務者の住民票の写し（申告書に納税義務者の個人番号を記載して提出した場合は添付を要しない）
- ⑥. 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、その認定通知書の写し

【 マイナンバー制度について 】

マイナンバー制度により、「個人番号」「法人番号」が必要となります。個人番号の場合、通知カード等による番号確認と、運転免許証等による本人確認をすることが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条で規定されていますので、ご協力をお願いします。

なお、郵送の場合は、通知カードの写し及び運転免許証等の写し 又は 個人番号カードの写しを同封してください。

【 問い合わせ先 】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 理財部 資産税課 家屋担当
電話 (089) 948-6319 ・ 948-6321 ・ 948-6323

※松山市確認欄（申告者は記入しないでください）

関係課調査	補助金	補助金の種類	補助
要・不要	有・無		

担当者